

社会起業家加速化支援プログラム業務委託に係る質問・回答一覧

業務名	社会起業家加速化支援プログラム業務委託	
質問内容	回答内容	
<p>①仕様書2「事業目的」において、「当該起業家等の事業成長を加速させるため」また「時代の変化に応じて変革しつつ事業を継続し得るビジネスモデルを構築すること」との記載がございますが、仕様書3「業務内容」(1)には「起業希望者」との記載もあることから、起業前のビジネスアイデア段階の方も支援対象に含まれるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>合わせて、本事業として特に期待される成果指標（アウトカム）として具体的なものがございましたらご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>起業前のビジネスアイデア段階の方も含みます。</p> <p>また、本事業の具体的な成果指標は設けていませんが、本事業目的達成のためにより効果的な手法を企画提案してください。</p>	
<p>②仕様書3（1）「支援対象となる起業家等の募集・発掘」において、当該条件に該当する場合、事業型NPO（サービスや商品を提供し収益を得るビジネスモデルを有しているが、利益の分配は行わず活動に再投資しているなど）を運営している方、または設立を想定している方も対象に含まれる認識でよろしいでしょうか。</p> <p>法人形態に関する指定がございましたら、ご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条1項に規定する中小企業者であれば対象となります。</p>	
<p>③仕様書3（5）「情報発信」において、委託期間終了後も一定期間ドメインを保持するとございますが、「一定期間」の具体的な想定期間をご教示ください。</p>	<p>受託期間終了後のドメインの保持期間については、新たなウェブサイトの設置や移行の周知等に要する期間として6か月程度を想定していますが、具体的な期間は協議になります。</p>	

<p>④仕様書 5 「委託料」において、「業務完了後、発注者の検査を経た上で支払う」とされていますが、前金払、概算払又は部分払の可否についてご教示ください。</p>	<p>仕様書 5 に基づき、委託料の支払いは、委託業務完了後、発注者の検査を経た上で支払うものとしています。</p>
<p>⑤仕様書 7 (4) 「相互供給の禁止」において、「委託業務において、競争相手であった他の入札参加者の業務の一部を再委託することはできない。」とございますが、入札した事業者には委託はできないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書 7 (4) 「相互供給の禁止」は、他のプロポーザル参加者に業務の一部を再委託することができないこととしています。</p>
<p>⑥仕様書 7 (8) 「成果物の権利」において、「委託業務の実施により生じた成果物(著作権、意匠権等を含む。)の権利は、発注者に帰属するものとする」と記載がございますが、「成果物」はどのようなものを指しますでしょうか。受注者が従前から保有しているメンタリング手法、フレームワークシート等は対象外との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書 7 (8) 「成果物の権利」における成果物は、委託業務の実施により生じた成果物であり、受注者が従前から保有しているメンタリング手法等は対象外です。</p>
<p><b>【該当箇所】</b>仕様書 3(4)「過去採択者のフォローアップ」  <b>【質問内容】</b>令和 7 年度「社会起業家加速化支援プログラム」採択者に対するフォローアップについて、「令和 7 年度事業の受託者と連携し、支援方針を共有した上で継続的な支援に努めること」との記載がございます。具体的な連携および支援方針共有の範囲(情報共有の頻度・方法、採択者個人情報の引継ぎ可否、メンタリング記録の継承範囲等)について、発注者としての想定をご教示いただきたく存じます。</p>	<p>仕様書 3 (4) 「過去採択者のフォローアップ」に基づく令和 7 年度事業の受託者との連携については、受注者、発注者及び令和 7 年度受託事業者の三者間で別途協議のうえ、連携方法や引き継ぎ内容等を決定することを想定しています。</p>

<p>【該当箇所】仕様書 3(1)「支援対象」</p> <p>【質問内容】採択数 5 者程度のうち「過半数は、郡山市内に事業所を有する者又は有する予定の者とする」との記載がございます。郡山市外（こおりやま広域圏内）に事業所を有する者は、最大で何者まで採択可能と想定されていますでしょうか。</p>	<p>仕様書 3 (1)に基づき、プログラム参加者の過半数は、郡山市内に事業所を有する者又は有する予定の者としているため、支援対象者が 5 者の場合は、郡山市外（こおりやま広域圏内）に事業所を有する者又は有する予定の者は 2 者以下となります。</p>
<p>【該当箇所】公募型プロポーザル実施要領第 2「参加資格要件 1」</p> <p>【質問内容】「創業支援業務を行っており、国内の起業家等、創業支援団体及び金融機関等との人的ネットワークを有するものであること」との要件について、本業務を複数事業者で構成する共同体で応募する場合、本要件を満たす者は共同体代表者のみでよろしいでしょうか。あるいは構成員全員に求められるのでしょうか。</p>	<p>共同企業体でプロポーザルに参加する場合は、次に掲げる事項をすべて満たす必要があります。</p> <p>(1) 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。</p> <p>(2) 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。</p> <p>(3) 実施要領第 2 の 2 の要件については、共同企業体の全構成企業が満たしていること。</p> <p>(4) 実施要領第 2 の 1 の要件については、共同企業体のうちいずれかの構成企業が満たしていること。</p> <p>また、実施要領第 4 の 4 (5)に記載する提出物の他に、「共同企業体の結成に係る協定書の写し」を添付してください。</p> <p>参加資格の通知等本業務に係る本市からの通知等は代表企業に行います。</p> <p>なお、構成企業のいずれかが、公告第 23 号第 6 及び実施要領第 7 の 4 に該当した場合には、失格となります。</p>

<p>【該当箇所】仕様書 3(3)「マッチングイベント」</p> <p>【質問内容】マッチングイベントは「東京都内において1回以上開催」との記載がございます。その他のキックオフイベント、専門家によるメンタリング、成果報告会等については、郡山市内での開催が必須でしょうか。オンライン開催、もしくは都内を含む市外での開催も許容されますでしょうか。</p>	<p>仕様書 3(2)に記載のキックオフイベントや成果報告会等について、郡山市内での開催は必須ではありませんが、本事業目的に即した、より効果的な実施方法を企画提案してください。</p>
<p>【該当箇所】仕様書 3(5)「情報発信」</p> <p>【質問内容】令和6年度および令和7年度の本事業で構築されました専用ウェブサイト、note アカウント、SNS アカウント等のデジタル資産につきまして、令和8年度事業において継承・再活用することは可能でしょうか。</p>	<p>仕様書 3(5)「情報発信」については、新規サイトの立ち上げを想定しています。既存サイト等からのデータ引き継ぎについては別途協議を想定しています。</p>
<p>【該当箇所】仕様書 3(2)カ「地元企業とのマッチング」</p> <p>【質問内容】採択起業家等との協業・共創を希望する地元企業とのマッチングについて、発注者側で想定されている候補企業リストや選定基準はございますでしょうか。あるいは、受注者が独自に候補企業を提案する形式が想定されていますでしょうか。</p>	<p>仕様書 3(2)カにおいて、発注者から候補企業リストや選定基準を提供することは想定していないため、起業家等に応じてマッチング先の企業を提案してください。</p>